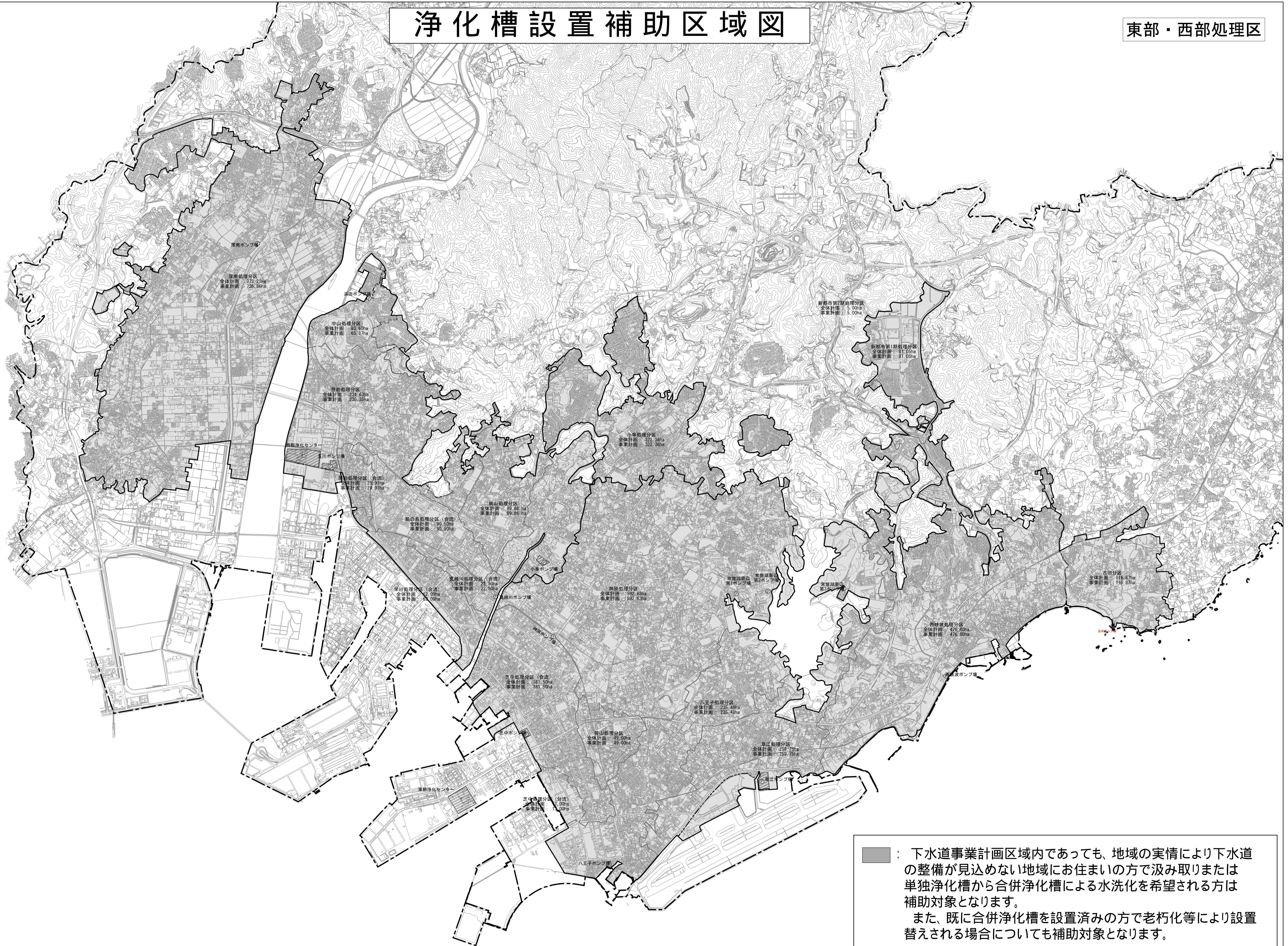


浄化槽設置補助区域図

東部・西部処理区



: 下水道事業計画区域内であっても、地域の実情により下水道の整備が見込めない地域にお住まいの方で汲み取りまたは単独浄化槽から合併浄化槽による水洗化を希望される方は補助対象となります。
 また、既に合併浄化槽を設置済みの方で老朽化等により設置替えされる場合についても補助対象となります。